



佐川町病後児保育施設 「にこっと」のご案内

「具合は良くなってきたけれど、まだ保育園や小学校に行かせるのは心配…」 「もう少し保育園を休ませたいけれど、仕事が休めない」「おばあちゃん、おじいちゃんも忙しいし…」というようなことはありませんか？ そんな回復期のお子さんを専用の場所でお預かりする病後児保育事業を平成28年度より開始しました。

保育園や学校での集団生活をするには、もう少し体力の回復を図ってあげたいけれど、保護者のお仕事が休めない等、自宅での保育ができない時にご利用ください。

対象となるお子さん

- ① 佐川町に居住している生後6か月から小学校6年生までのうち、佐川町内及び町外の保育園・幼稚園、認定こども園を利用しているお子さんと小学校に通学しているお子さん
- ② 生後6か月以上の未就学児のうち、町外から佐川町の保育園を利用しているお子さん

利用日・利用時間

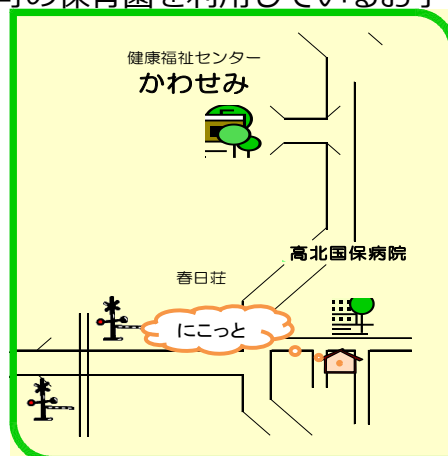
- ・月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く）
- ・午前7時30分から午後6時30分まで
（時間はお相談ください）

利用定員

一日あたり3人まで

利用料金

- ・佐川町内に居住し保育所、幼稚園等に通っているお子さん及び小学生・・・1日1,000円
- ・佐川町外から佐川町の保育園に通っているお子さん・・・1日 1,500円
- ・生活保護世帯のお子さん・・・無料（町外の場合は生活保護を受給していることが分かる証明が必要です）



病後児保育を利用するのに必要な申請様式は、健康福祉課（健康福祉センターかわせみ内）に用意しています。

また、佐川町のホームページからもダウンロードできます。

利用までの流れ

- ① 利用を希望される方は事前に、利用者登録（毎年度1回）が必要です。
※佐川町健康福祉課へ「佐川町病後児保育事業登録申請書」を提出してください。
- ② 施設の利用を希望する時は、前日の午前中までに佐川町健康福祉課へ電話連絡等の方法で予約をしてください。
- ③ 利用する当日「病後児保育利用申請書」と医療機関で発行してもらった「診療情報提供書」「家庭連絡票兼保育日誌」を施設へ提出してください。
※「診療情報提供書」は利用する前日もしくは当日診察を受けて、発行してもらってください。（医師が病後児保育を利用できることを証明するものです）
- ③ 申請書と診療情報提供書を確認させていただき、利用可能の場合、料金をお支払いください。

当日持参するもの

- ★病後児保育利用申請書 ★診療情報提供書 ★家庭連絡票兼保育日誌
 - ★加入健康保険証の写しと乳幼児もしくは児童医療費受給者証の写し
 - ★着替え・・・リラックスできるような服装を2組程度、
パンツ2～3枚（おむつの場合は6～7枚とおしり拭き）
 - ★ビニール袋 3枚（洗濯物や使用済みのおむつを入れます）
 - ★口拭きタオル ★手拭きタオル ★おしぼり用タオル
 - ★バスタオル2枚（シーツのかわりに使います）
 - ★食事用エプロン（お子さんの年齢に応じてお持ちください） ★コップ
 - ★ミルク・・・必要な回数のミルクと哺乳瓶
 - ★お弁当・・・離乳食の方も必要です。体調に合わせたものを持参してください。
 - ★おやつ・・・1回に食べられる分だけ持参してください。
 - ★お茶・・・水筒に入れて持ってきてください。
 - ★薬・・・薬がある場合は、診療情報提供書に処方内容が記入されていることを確認してください。かかりつけ医からもらった薬をその日飲む分だけ持参してください。解熱剤や市販薬はお預かりできません。
- ♪大きめの手提げ袋に荷物をまとめて持ってきてください。

注意事項など

- ・医療機関で発行してもらう診療情報提供書で医師の同意が得られない場合は、受け入れができません。
- ・容体が急変した時は緊急連絡をしますので、早急に施設へ来所し、保護者にその後の対応をしていただきます。
- ・緊急連絡に応じられなかった場合の事故等については、施設の瑕疵による場合を除き、申請者が一切の責任を負うことになります。
- ・送迎は保護者の方が責任をもってお願いします。
- ・持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・予約後のキャンセルは必ず連絡してください。連絡なしに利用されなかった場合は、利用料を全額いただきます。



問い合わせ

佐川町健康福祉課 子育て支援係

☎0889-22-7705